

<スモールビジネスローン>商品概要説明書

2024年4月1日現在

1. 商品名	スモールビジネスローン
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている個人事業主のお客さま。 <ul style="list-style-type: none">・ 申込時年齢満 20 歳以上満 65 歳以下の方。・ 当金庫の営業区域内で同一事業を 2 年以上営み、1 期以上の確定申告を行っている方。・ 当金庫との預金口座取引が 1 年以上経過している方。・ ㈱オリエントコーポレーションの保証を受けられる方。
3. 資金使途	・ 事業に必要な運転資金・設備資金。(借換資金可。)
4. ご融資金額	・ 50 万円以上 300 万円以内。(1 万円単位。)
5. ご利用期間	・ 6 ヶ月以上 5 年以内。
6. ご融資利率	・ 年 12.50% (固定利率・保証料含。)
7. ご返済方法	・ 元金均等払または元利金均等払。
8. 保証人・担保	・ ㈱オリエントコーポレーションの保証となりますので不要です。
9. 保証料	・ ご融資利率に保証料が含まれています。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

宮古信用金庫

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。 |
|--|---|